

第 1 1 医療機関との協定に関する資料

資料 1 1 - 1 医療機関との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村 名
災害時における応急医療救護活動に関する協定	平成22年7月8日	一般社団法人秋田市医師会
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	平成27年3月27日	一般社団法人秋田市歯科医師会

資料 1 1 - 2 災害時における応急医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第1条 この協定は、秋田市内で地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との応急医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令又は平成8年5月31日付けで秋田県と社団法人秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する看護師等（以下「医療従事者等」という。）が、甲が設置する救護所又は避難所その他応急医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、傷病者のトリアージ、応急処置の実施等の必要な医療の提供その他応急医療救護活動（以下「応急医療救護活動」という。）に従事すること。

(2) 乙の会員の所有する応急医療救護活動に必要な医薬品等医療資器材を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急医療救護活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し応急医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告する。この場合において、その取扱いについては、甲乙協議の上、判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

(応急医療救護活動の実施)

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、応急医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、応急医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、応急医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備および救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条の規定による協力要請に応じ応急医療救護活動を実施するときは、速やかに応急医療救護活動出動報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとし、当該応急医療救護活動が終了したときは、応急医療救護活動終了報告書(別記第3号様式)により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 応急医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 救護所等における患者(被災者)の医療費および助産費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費および助産費は、医療保険を適用することとする。

(費用弁償等)

第7条 応急医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法および災害救助法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用

(3) 前2号のほか、この協定の実施のために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、応急医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法および同法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

(紛争の処理)

第9条 この協定に基づき実施した応急医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の

判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月8日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市八橋南一丁目8番5号
乙 社団法人秋田市医師会
会 長 福 島 幸 隆

別記第1号様式

第 号
平成 年 月 日

社団法人 秋田市医師会長 様

秋田市長 印

応急医療救護活動要請書

災害時の応急医療救護活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分
- 2 災害発生の場所
- 3 災害の原因および被害の概況
- 4 出動を要する場所、人員（班）および器材
 - (1)場所
 - (2)人員（班）
 - (3)器材
- 5 出動の期間
- 6 その他必要な事項

別記第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動出動報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動人員および器材
- 4 その他

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動終了報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動が終了したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動期間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

2 出動場所

3 出動人員および器材

4 業務内容

5 その他

資料 1 1 - 3 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第1条 この協定は、秋田市の区域内で地震、津波等の自然災害又は大規模火災、爆発等の事故災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田市地域防災計画に基づく応急医療救護が必要な場合における甲と乙との歯科医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する歯科衛生士等（以下「医療従事者等」という。）

が、秋田市地域災害医療コーディネーターおよび秋田市地域災害医療連絡調整員と連携のもと、甲が設置する救護所、避難所その他歯科医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、次の歯科医療救護活動に従事すること。

ア 歯科傷病者の医療優先度の選別

イ 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置および医療

ウ 歯科傷病者の後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定

エ 避難者に対する歯科保健指導

オ 救護活動の記録

カ その他必要な歯科医療および保健指導に関すること。

(2) 乙の会員の所有する歯科医療救護活動に必要な医薬品等を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、歯科医療救護活動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し歯科医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その取扱いについては甲乙協議の上判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は甲の要請に基づくものとみなす。

(歯科医療救護活動の実施)

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、歯科医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、歯科医療救護活動を実施する上で必要な医薬品等、食料品等の準備および救護所等への移動について、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ歯科医療救護活動を実施するときは、速やかに歯科医療救護活動出動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとし、当該歯科医療救護活動が終了したときは、歯科医療救護活動終了報告書(様式第3号)により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 歯科医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 救護所等における歯科傷病者の医療費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費は、医療保険を適用する。

(費用弁償等)

第7条 歯科医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)および災害救助法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した医薬品等および破損した医療機器の修繕に係る費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、この協定による措置を実施するために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、歯科医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則および災害救助法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては保健所保健総務課長とし、乙にあつては担当理事とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をすることが必要であると認めるときは、当該業務を所管する

部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(紛争の処理)

第10条 この協定に基づき実施した歯科医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市川尻町字大川反170番地102

乙 一般社団法人秋田市歯科医師会

会長 石田 達郎

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

一般社団法人 秋田市歯科医師会長 様

秋田市長 印

歯科医療救護活動要請書

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分

- 2 災害発生の場所

- 3 災害の原因および被害の概況

- 4 出動を要する場所、人員（班）および医薬品等
 - (1) 場所
 - (2) 人員（班）
 - (3) 医薬品等

- 5 出動の期間

- 6 その他必要な事項

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 年 月 日 時 分

2 出動場所

3 出動人員、医薬品等

4 その他

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動が終了したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動期間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで
- 2 出動場所
- 3 出動人員、医薬品等
- 4 業務内容
- 5 その他